**令和８年（フ）第２２８号**
青森県むつ市大字田名部字品ノ木34番地98
レジデンスサカイＥ号
債務者　宮本真由美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**令和８年（フ）第２６２号**
青森県東津軽郡平内町大字茂浦字浦田20番地
債務者　後藤　敏彦
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**令和８年（フ）第８１８号**
千葉県柏市根戸470番地58　Ｔ’ｓ　ｇａｒｄｅｎ北柏２―1102号
債務者　西尾　友見
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（フ）第８２１号**
千葉県柏市高柳１丁目５番５号　オーガスタ201、住民票上の住所茨城県常総市内守谷町2487番地１
債務者　小磯　優太
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（フ）第８３０号**
千葉県流山市西平井１丁目４番地の24
債務者　桜井　伸一
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（フ）第８４９号**
千葉県流山市前ケ崎32番地の49　ヒルトップ北小金102
債務者　千田　涼子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（フ）第８６８号**
千葉県松戸市西馬橋４丁目48番地の１　グランドール西馬橋１―103号
債務者　田中　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（フ）第８８０号**
千葉県松戸市上本郷848番地の５　ベルコーポ201号
債務者　髙橋　悦子（旧姓鶴岡）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（フ）第８９６号**
千葉県柏市若柴２番地93　パレス銀河105号、前住所千葉県柏市柏２丁目７番23―605号
債務者　会沢　亜美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（フ）第９０６号**
千葉県松戸市馬橋1837番地　パレス島崎201号
債務者　小暮　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（フ）第９０８号**
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９－４－２　シャルマン205、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷８丁目５番59号　グラシオッソ202
債務者　桑原　良明
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（フ）第９０９号**
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９－４－２　シャルマン205、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷８丁目５番59号　グラシオッソ202
債務者　桑原　和美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（フ）第９１６号**
千葉県松戸市八ケ崎緑町273番地
債務者　髙橋　洋明
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（フ）第２２３号**
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番36―403号
債務者　内田　美奈
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**令和８年（フ）第４４５号**
神奈川県小田原市国府津2763番地　エルクＯＮＥ202号室
債務者　齋藤真由美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和８年（フ）第４４８号**
神奈川県小田原市板橋671番地　サニーシルクハイツ203号室
債務者　鈴木　千晴
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部